

白寿園デイサービスセンター
介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業（通所型サービスA）運営規程

（事業の目的）

第1条

この規程は、社会福祉法人白寿会が設置経営する白寿園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（通所型サービスA）（以下「通所型サービスA」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態等にある高齢者に対し、適正な通所型サービスAを提供することを事業の目的とする。

（基本方針）

第2条

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（運営の方針）

第3条

通所型サービスAの提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。事業所において提供する通所型サービスAは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとする。利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、必要に応じ第一号通所サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 介護予防サービス・支援計画表が作成されている場合は、当該計画に沿った通所型サービスAを提供する。

（事業所の名称）

第4条

事業所の名称は次のとおりとする。

白寿園デイサービスセンター

（事業所の所在地）

第5条

事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県磐田市掛塚3172番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

- 第 6 条 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1 人 (常勤兼務)
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者 1 人以上 (常勤兼務／非常勤兼務)
従業者は、通所型サービス A の業務に当たる。

(勤務体制の確保)

- 第 7 条 事業所は、適切な通所型サービス A の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（ハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(営業日及び営業時間)

- 第 8 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- (1) 営業日 毎週月曜日～土曜日（日曜日定休日）
但し、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時20分から午後13時00分までとする。
- (3) 職員勤務時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。

(利用定員)

- 第 9 条 1 日に通所型サービス A を提供する定員は 1 単位 5 名とする。

(通所型サービス A の内容)

- 第 10 条 通所型サービス A の内容は次のとおりとする。

- (1) 健康状態の確認
- (2) 運動器の機能向上サービス
ア. レクリエーション
イ. 行動的活動
ウ. 体操
エ. 趣味活動
- (3) 送迎サービス
- (4) 食事サービス
ア. 準備、後始末の介助
イ. 食事摂取の見守り
- (5) 相談、助言等に関すること

(第一号通所サービス計画の作成等)

- 第 11 条 通所型サービス A の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、必要に応じ第一号通所サービス計画を作成する。また、すでに介護予防サービス・支援計画表が作成されている場合は、その内容に沿った第一号通所サービス計画を作成する。
- 2 第一号通所サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、第一号通所サービス計画に基づいて各種サービスを提供す

るとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所型サービスAの利用料)

- 第12条 事業所が提供する通所型サービスAの利用料は、磐田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱で定める事業支給費の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。
- (1) 食材料費 実 費
 - (2) 前各号に掲げるものの他、通所型サービスAの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費
- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を掲示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第13条 通所型サービスAを利用する者は、事業所の施設、設備をその本来の用途に従って利用するものとする。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損した場合には、原状に復するか、相当の代価を支払うものとする。
 - 3 利用者は、サービス従業者又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為をしないものとする。
 - 4 利用者は、日常動作訓練室、日常動作訓練設備を使用する際は職員の指導のもとに行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第14条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
磐田市（旧豊岡村を除く）

(サービスの提供記録の記載)

- 第15条 通所型サービスAを提供した際には、その提供日及び内容、当該通所型サービスAについて、利用者に代わって支払いを受ける磐田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱で定める事業支給費の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

- 第16条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

- 第17条 提供した通所型サービスAに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設備、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の調整その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 18 条

利用者に対する通所型サービス A の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

第 19 条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施すめたるの担当者の設置。

(身体拘束)

第 20 条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第 21 条

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告やその起因する原因、分析や改善策の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。また、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修については、担当者を設置し定期的に行うものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等及び市に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第 22 条

通所型サービス A に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、当該通所型サービス A 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(緊急時に於ける対応方法)

第 2 3 条

通所型サービス A の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたとき速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 2 4 条

管理者は非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、月に 1 回、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業者は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成する。
- 3 事業者は、第 1 項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携を努めるとともに、地域で実施される防災訓練へ参加する等地域との連携を重視する。
- 4 事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。
- 5 事業者は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 2 5 条

従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 階層別研修 随時

- 2 事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 3 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人白寿会と事業所の管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 0 4 月 0 1 日から施行する。
この規程は、令和 0 3 年 0 4 月 0 1 日から施行する。
この規程は、令和 0 6 年 0 4 月 0 1 日から施行する。
この規程は、令和 0 7 年 0 8 月 0 1 日から施行する。